

# 鶴岡高専学寮における新型コロナウイルス感染症対策

2020. 6. 15 版

## 寮生のみなさんへ

昨年度末から国内外・県内外を問わず、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻な問題となりました。特に4月に入ってからは、都市部で多数の感染者が発生し続け、山形県内でも連日のように感染確認が報道されるようになり、開寮することが難しくなりましたが、5月下旬以降、国内・県内の感染者数が減少し、社会的活動が回復しつつあります。

しかし、新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点も多く、これに対応すべき十分な医療体制も整っていません。また、感染拡大の第二波、第三波が到来することも想定しなければなりません。感染リスクをゼロにすることは現状では不可能と言わざるをえず、これからの学校生活は、この感染症に対しての適切な対策を講じながら、感染状況に応じた“まなびの継続”を目指すものでなければなりません。

感染症対策の基本として、「**感染源を絶つこと**」、「**感染経路を絶つこと**」、「**抵抗力を高めること**」の三要素が強く求められています。「感染源を絶つこと」は、十分な体調観察を実施し、感染の可能性がある場合は、登校や出勤を一定期間停止するような対策を取ること、「感染経路を絶つこと」は、手洗い・消毒・咳エチケット等を徹底すること、「抵抗力を高めること」は、規則正しい生活をおくり、十分な休息・睡眠や栄養をとることを意味します。

「人にうつす」、「人からうつる」感染症の対策において、密閉・密集・密接のいわゆる“三密”を回避することが重要であることは、よく見聞きしていることでしょう。今後、学寮でも食堂や浴場の分散利用といった対策は講じていくことになります。

しかし、そもそも集団生活を送る学寮において、三密を完全に回避することは不可能なことで、「学寮は集団感染がおりやすい環境」であることに変わりはありません。その中でできることは、「**感染源を絶つこと**」、「**感染経路を絶つこと**」、「**抵抗力を高めること**」を、**個人個人が強い意識と覚悟をもって実践していくこと**しかないでしょう。**例えば、「体調不良や発熱を隠す」といった行為は、それはいかなる理由があろうとも許されるものではありません。**

万一、寮生の中で感染症が発生した場合は、感染者の行動調査した上で特定される“濃厚接触者”に、迅速かつ適切な対処を取ることになります。この動きが遅ければ、それだけ多くの寮生の安全が損なわれることとなります。これまで一部の寮生には、**無断帰省・無断外泊・無断残寮や、門限以後の無断外出等がみられましたが、こうした不規則な行動は、場合によっては感染後の対応を著しく遅延させ、意図せずとも寮外・学外にウイルスを持ち出し、社会全体に大迷惑をかける行為になりかねないことを十分に認識してください。**

次頁からは、学寮における新型コロナウイルス感染症対策の内容が記されています。制約が多く不自由な生活が続くことになるのですが、学寮を少しでも安全な環境とするためには不可欠な内容ですので、必ず守ってください。**学寮は、みなさんがこの対策を十分実行してくれることを前提に受け入れることとなります。**

なお、以下の対策内容は、感染症拡大の状況や医療体制の変化等により変更される場合があります。この難局を寮生一丸となって乗り越えていきましょう。

## 1. 日常の生活

### (1) 起床 7:00

各自、起床時の体調をしっかりと確認してください。

### (2) 朝点呼 7:10~

- ① “女子寮→ 3寮→ 4寮→ 1寮男子→ 7寮”の順に宿直教員が巡回して人員確認を行います。
- ② 週番長はつけず、教員のみによる点呼になります。
- ③ 体調の悪い人は、宿直教員に必ず伝えてください。

### (3) 朝食（二交代制）

- ① 密集を避けるため、座席数を半減し二交代で食堂を利用します。
  - ・ [7:15~8:00] 女子、3,4寮男子（朝点呼後、速やかに食堂へ移動してください）
  - ・ [8:00~8:45] 1,7寮男子（8:00までは食堂に行かないでください）
  - ・ 朝食は時間が短いため、“調理パンと副菜”といった食事提供となる可能性があります。
- ③ トング等からの感染防止のため、盛り付けられた食事が提供される方式になります。
- ④ 食堂に入る際は、必ず手洗い、または除菌を徹底してください。
- ⑤ 間隔をあけて着席し（一方向配置の座席を動かさない）、食事中の談笑は避けてください。
- ⑥ 食事が終わったら必ず手を洗い、速やかに食堂から出てください。

### (4) 登校 8:45

- ① 急な体調不良等によって登校できない場合は、寮監室、または学寮事務室に連絡してください。
- ② しばらく静養しても登校できないほどの症状の場合、発熱が無くても帰宅してもらいます。

### (5) 昼食（二交代制）

密集を避けるため、座席数を半減し二交代で食堂を利用します。

- ・ [12:10~12:45] 1・2年生（男女とも）
- ・ [12:45~13:15] 3~5年生（男女とも）
- ・ その他については、朝食（3）の③~⑥と同じです

### (6) 夕食（二交代制）

密集を避けるため、座席数を半減し二交代で食堂を利用します。

- ・ [17:20~18:20] 1・2年生（男女とも）
- ・ [18:20~19:20] 3~5年生（男女とも）
- ・ その他については、朝食（3）の③~⑥と同じです

### (7) 入浴（男子は二つの浴場でそれぞれ二交代制）

- ① 感染防止のため、脱衣かごを撤去します。各自の着衣等を入れる袋などを持参してください。
- ② 男子については、密集を避けるため、二つの浴場をそれぞれ二交代で使用します。
  - ・ [第1浴場 17:00~19:30] 1年生
  - ・ [第2浴場 17:00~19:30] 3年生
  - ・ [第1浴場 夕点呼後~22:30] 2年生
  - ・ [第2浴場 夕点呼後~22:30] 4・5年生

- ③ 男子寮棟のシャワー室は終日解放します。
  - ・検温の正確を期すため、使用を禁止する時間帯もあります。
  - ・シャワーの順番待ちは人と人の距離を保つよう注意してください。
  - ・22:30～7:00の時間帯はお湯が出ませんので、利用は控えてください。
- ④ 女子については、ユニットバスを時間帯で分けて利用します（従来どおり）。
  - ・検温の正確を期すため、使用を禁止する時間帯もあります。

#### (8) 門限 20:20

- ① 20:20の門限を徹底し、以後の外出を厳禁します。
- ② やむを得ない理由で外出する場合は、所定の手続きをとることになります。
  - ・その都度の手続きには、保護者、または、担任や指導教員の承認が必要となります。
- ③ 所定の手続きを取ることなく、門限後に外出するなどの不規則な行為は、万一、学寮内で感染者が発生した場合の対処が非常に難しくなり、全寮生に多大な迷惑をかけることとなります。こうした行為は、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。

#### (9) 夕点呼 20:30～

- ① “1寮男子→7寮→4寮→3寮→女子寮”の順に宿直教員が巡回して人員確認を行います。
- ② 週番長はつけず、教員のみによる点呼になります。
- ③ 体調の悪い人は、宿直教員に必ず伝えてください。

#### (10) 夜点呼 22:30

- ① 女子寮生のみ実施します。
- ② 指導寮生と週番長が人員を確認し、寮監室に報告する方式で行います（従来どおり）。

#### (11) 就寝・消灯

- ① 就寝は23:30、消灯は24:00です。
- ② 感染への抵抗力を高めるためにも、可能な限り早くやすみましょう。

#### (12) その他

- ① 他の寮生の居室への出入り、他の寮生の自室への呼び込み等を禁止します。
- ② 寮外生が学寮に入る行為等を禁止します。
- ③ ラウンジ、談話室等の共有スペースは閉鎖します。
- ④ 人との物の貸し借りは控えてください。
- ⑤ 常にマスク着用等の咳エチケット、手洗いうがいを徹底してください。また、玄関や食堂、風呂、シャワー室などに設置してある消毒液を適切に利用してください。
- ⑥ 着衣等の洗濯、身の回りの掃除を徹底し、清潔な環境維持を徹底してください。
- ⑦ トイレ大便器は、使用者自身が使用前と後に便座を除菌してください。
- ⑧ 朝夕の検温、体調チェック時に限らず、体調不良がある場合は速やかに寮監室、または学寮事務室に報告してください。
- ⑨ いかなる時も、密集・密接・密閉を極力回避するよう、最大限の注意を払ってください。
- ⑩ 不要不急の外出は極力控えてください。
- ⑪ 週末帰省・残寮については期日までに確実に申請し、申請内容以外の行動をとらないでください。  
(門限後に外出をした場合と同様に、無断帰省・無断残寮等の行為をとった場合は、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。)

## 2. 体調不良者が発生した場合 (週末帰省中等により自宅で体調不良になった場合もこれに準じます)

### (1) 検温・体調チェック

- ① 毎日、朝夕に各自で検温と体調チェックを行い、状況を報告してください。
- ② 発熱や体調不良を隠すような行為は、全寮生の安全を損なうことにつながり、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。
- ③ 毎日の検温・体調チェックは、帰省中等であっても必ず実施してください。

### (2) 本校の基準「新型コロナウイルスへの対応方針」※1における「登校禁止・自宅待機」

- ① 次の症状は、「登校禁止・自宅待機」に該当します。
  - ・37.5℃以上の発熱がある
  - ・37.0℃以上の発熱があり、かつ、ウイルス感染症様の症状がある
- ② 上記の「登校禁止・自宅待機」に該当する寮生は、保護者の迎えにより速やかに帰省してもらいます（公共交通機関は使用しない）。
- ③ 「登校禁止・自宅待機」に該当する寮生は、教職員の指示に従って保護者の迎えを待つ間は他の寮生と隔離されたスペースに移動してください。
  - ・男子は、男子寮棟1寮1階 交流・談話スペース 等
  - ・女子は、女子寮棟5寮1階 保養室 等
- ④ ③に記したスペースは、一般の寮生の立ち入りを禁止します。

### (3) 帰宅後の検温、体調チェック

- ① 「登校禁止・自宅待機」に該当して帰宅した場合、また、帰省中に該当する症状がみられた場合は、外出せず自宅静養に専念してください。
- ② 自宅で行う検温と体調チェックの結果を、毎日寮監室(0235-25-9032)に電話報告してください。
- ③ 症状が悪化または継続するようであれば、医療機関に相談してください。

### (4) 「回復」後の帰寮

- ① 1日2回の検温と体調チェックで、体温37.0未満、かつ、ウイルス感染症様の症状の緩和が確認されることをもって「回復」とみなします。
- ② 下表（「新型コロナウイルスへの対応方針」掲載【新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表】）にある通り、「帰寮・登校可能」となるのは、「回復」した日を0日と数えて3日目からとなります。

【新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表】

状況	発症日	回復当日 (0日目)	回復後 1日目	回復後 2日目	回復後 3日目
発熱	発熱・ウイルス 感染症様の症状 (37度以上)	解熱 (37度未満)	回復 (平熱)	回復 (平熱)	回復 (平熱)
症状			発熱以外の症状があった場合は、症状の緩和が見られること。		
登校	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校可能
帰寮	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	帰寮・登校可能

※ 寮生の帰寮も登校可能日と同じく「回復後3日目」からとなります。

- ③ 表の「登校禁止・自宅待機」に該当する期間には絶対に帰寮しないでください。これに反する行為は、2-(1)-②と同様の理由により、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。
- ④ 「帰寮・登校可能」となり学寮に戻る場合は、必ず自宅を出発する前に寮監室（0235-25-9032）に電話でその旨を伝えてください。
- ⑤ 「帰寮・登校可能」となり学寮に戻った際は、まず寮監室に立ち寄り、寮監あるいは宿日直担当教員の問診を受けてください。

### 3. 感染者、濃厚接触者が出た場合の対応

#### (1) 感染者や濃厚接触者となった場合の報告

- ① 以下の連絡先に時刻を問わず、速やかに報告してください。
  - ・寮務主事緊急連絡電話（080-8205-3546）
  - ・寮務主事緊急連絡電話が繋がらない場合は、総務課長緊急連絡電話（090-7060-5317）
- ② 近親者が感染者や濃厚接触者となった場合も速やかに上記連絡先に報告してください。

#### (2) 地域衛生部局等との連携

- ① 学生・教職員の中で感染者や濃厚接触者が発生した場合は、本校から地域衛生部局に連絡します。
- ② 以後は、地域衛生部局の指導や要請、助言に基づいた対応をとることになります。
- ③ ②による対応例としては、以下のようなものも想定されます。
  - ・保護者の迎えにより、寮生を早急に帰宅させる
  - ・寮生を一定期間外出させず（帰宅を含む）、学寮待機とさせる

## ※ 1 : 本校の基準「新型コロナウイルスへの対応方針」

### 新型コロナウイルスへの対応方針

#### 1. 登校禁止及び登校可能の基準

既に協力をお願いしている 1 日 2 回朝夕の検温と体調チェックを継続して実施する。

○始業日まで 1 日 2 回朝夕の検温

- ① 平熱 ➡ 登校可能
- ② 37.5 度以上 ➡ 登校禁止
- ③ 37 度以上、かつ、ウイルス感染症様の症状有り ➡ 登校禁止

★ ②または③の場合の登校の基準：回復後 3 日目から登校可能

○始業日 5 月 1 1 日（または入寮日）～ 1 日 2 回朝夕の検温

- ・寮生は宿直教員による目視確認 → 熱がある場合 → 宿直教員に連絡
- ・通学生は自己申告 → 熱がある場合 → 担任に連絡

- ① 平熱 ➡ 登校可能
- ② 37.5 度以上 ➡ 登校禁止
- ③ 37 度以上、かつ、ウイルス感染症様の症状有り ➡ 登校禁止

★ ②または③の場合の登校の基準：回復後 3 日目から登校可能

※回復：1 日 2 度の検温で 37 度未満、かつ、発熱以外のウイルス感染症様の症状の緩和

<登校開始までの手続き>

回復後 3 日目（登校開始日） 教室へ行く前に保健室で問診

回復の確認方法：（学生）自己申告制と保護者の確認（「回復届」提出）

…回復状況を保健室で確認してから教室へ入るようにする

【新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表】

状況	発症日	回復当日 (0 日目)	回復後 1 日目	回復後 2 日目	回復後 3 日目
発熱	発熱・ウイルス 感染症様の症状 (37 度以上)	解熱 (37 度未満)	回復 (平熱)	回復 (平熱)	回復 (平熱)
症状			発熱以外の症状があった場合は、症状の緩和が見られること。		
登校	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校可能
帰寮	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	帰寮・登校可能

※ 寮生の帰寮も登校可能日と同じく「回復後 3 日目」からとなります。

欠席する場合は、担任教員あるいは学生課教務係 0235-25-9247 までご連絡をお願いします。  
寮生の場合は、必ず寮監室 0235-25-9032 にも連絡をしてください。

## 2. 本校内で感染者が発生した場合の対応

本校で感染者が発生した場合は、学年やコースを問わず感染が拡大する可能性があるため、休校等の措置が必要となる場合が考えられますが、その措置については、県内の衛生主管部局等と相談し判断します。

## 3. 感染した場合の連絡先（濃厚接触者となった場合を含む）

通学生：学生主事緊急連絡電話（080-8205-5773）

寮生：寮務主事緊急連絡電話（080-8205-3546）

※ 電話が通じない時は、総務課長緊急連絡電話（090-7060-5317）に連絡をしてください